

議案第 2 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 22 日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、布施学校組合の解散に伴い、千葉県市町村総合事務組合組合長から、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更の協議があったため、提案するものです。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第三条第一項第三号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第三条第一項第四号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に、第三条第一項第十一号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和七年四月一日から施行する。

議案第2号資料

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係） 千葉市（銚子市から一宮聖苑組合まで略） 印旛利根川水防事務組合 （銚子市ほか二町環境衛生組合（君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）		別表第一（第二条関係） 千葉市（銚子市から一宮聖苑組合まで略） 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 （銚子市ほか二町環境衛生組合（君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）	
別表第二（第三条第一項関係） 共同処理する事務		別表第二（第三条第一項関係） 共同処理する事務	
第三条第一項第一号に掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） 印旛利根川水防事務組合 （銚子市ほか二町環境衛生組合（君津郡市広域市町村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで略）	第三条第一項第一号に掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 （銚子市ほか二町環境衛生組合（君津郡市広域市町村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで略）
第三条第一項第二号に掲げる事務	略	第三条第一項第二号に掲げる事務	略
第三条第一項第三号に掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） 印旛利根川水防事務組合 （銚子市ほか二町環境衛生組合（君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）	第三条第一項第三号に掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 （銚子市ほか二町環境衛生組合（君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）
第三条第一項第四号に掲げる事務	銚子市（館山市から御宿町まで略） 鋸南町	第三条第一項第四号に掲げる事務	銚子市（館山市から御宿町まで略） 鋸南町 布施学校組合
第三条第一項第五号に掲げる事務	略	第三条第一項第五号に掲げる事務	略
第三条第一項第六号に掲げる事務	略	第三条第一項第六号に掲げる事務	略

改 正 案									
第三条第一項第七号に掲げる事務	略	第三条第一項第八号に掲げる事務	略	第三条第一項第九号に掲げる事務	略	第三条第一項第十号に掲げる事務	略	第三条第一項第十一号に掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） 印旛利根川水防事務組合 二町環境衛生組合（君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）
第三条第一項第十二号に掲げる事務	略	第三条第一項第十三号に掲げる事務	略	第三条第一項第十四号に掲げる事務	略	第三条第一項第十五号に掲げる事務	略	第三条第一項第十六号に掲げる事務	略
現 行									
第三条第一項第七号に掲げる事務	略	第三条第一項第八号に掲げる事務	略	第三条第一項第九号に掲げる事務	略	第三条第一項第十号に掲げる事務	略	第三条第一項第十一号に掲げる事務	銚子市（館山市から一宮聖苑組合まで略） 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 二町環境衛生組合（君津郡市広域市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで略）
第三条第一項第十二号に掲げる事務	略	第三条第一項第十三号に掲げる事務	略	第三条第一項第十四号に掲げる事務	略	第三条第一項第十五号に掲げる事務	略	第三条第一項第十六号に掲げる事務	略